

全員協議会 会議録（要点筆記）

平成26年8月26日（火）

午後 1時30分 開会

午後 3時43分 閉会

場所 : 全員協議会室

〔上程議案の補足説明〕

- 1 専決処分の報告について（公用車両が関係する事故の和解及び損害賠償の額の決定）

小坂和正教育部長：資料に基づき説明

質疑なし

- 2 平成25年度半田市決算に係る健全化判断比率について

水野節総務部長：資料に基づき説明

質疑なし

- 3 平成25年度半田市公営企業決算に係る資金不足比率について

加藤幸弘水道部長：資料に基づき説明

質疑なし

- 4 株式会社タウンマネジメント半田の経営状況について

榊原康仁市民経済部長：資料に基づき説明

中村宗雄議員：1点確認させてもらいたいのですが、2ページの対応すべき課題、方策のところ、中長期的な視野に立ったとか、これからも継続を前提とするような報告をされたわけですが、その一方TMHの役員の方にお聞きしたのですが、このTMH自体の廃止も含めたこれからの在り方を検討してある一定の方向性が出たというこんな事もお聞きしている中で、第8回山車まつりに向け、お土産や商品の活性化をやっていくとか、中長期的な立場に立って新規事業を開拓していくという話とある一定のところ、ケジメをつけるんだという話とどちらが本当なんでしょうか。

榊原康仁市民経済部長：現在、TMHの取締役会議というところで、TMHの今後の必要な事業、それとそれを行うための必要な組織について取締役会議のメンバーで話し合いを行っているところであります。それについては、今年度中に一定の方向性を定めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

中村宗雄議員：お聞きしたいのは、一定の方向を出すという議論をしている中で模索しているはずなんです。ここに書いてある対応すべき課題と方策は真逆の事を言っているのではないかとっているわけで、ここに書いてある事と検討している事が一緒であれば、一緒ですと言ってもらえば良いし、違うならここに書いてある事が報告では無いだろうし、議会へはもう少しきちとした説明を、決まってからではなく今こういう事を検討していると、そういう報告がされるべきでは

ないかと思いますがいかがでしょうか。

藤本哲史副市長：TMHに対しまして、私、副社長という立場ですので、その点も含めてお答えをさせていただきます。2ページに書かれている今後取り組んでいくべき課題の中で、今後どうやって収益を高めていくのか、或いは組織としてどう強化していくかというところは、議論されているところですが、ただ、大きくとらえてTMHを構成している団体や或いは株主も含めて中心市街地の商業も含めた活性化をどうこれからも支援していくのか、強化していくのかという視点では、全員同じ意思を持っております。ただそれを実現していくための組織として、どのような組織であるべきか、或いはどのような事業をしていく事がより効果的なのかというところでそれぞれ議論のあるところでございます。一方では、先ほど報告をいたしましたように2期連続で単年度赤字を生じたという事は、TMHの社長として、経営者として何らかのケジメをつけるべき、大きな責任があるので、TMHの解散も含めて抜本的な議論をしていきたいし、すべきだという意見です。その点については、半田市から出ている副社長としての私も全く異存の無いところで、今後どのような組織にしていくかも、或いはそれがどういう事業を行っていくかというところを現在、社長、副社長、今回2人になっております、商店街から1名出ておりますが、その2名の副社長とそれから専務取締役、常務取締役、この4役でまず素案を作って取締役会に諮って意見を聞いたうえで最終的には、然るべき時期に臨時の株主総会を開いて一定の方向性を定めていきたいというスケジュールを持っております。出来れば平成26年度中には、一定の方向を出してまいりたいと思っておりますので、その節には、改めて議会の皆さまにもその経過とその時点での結果も含めて報告させていただきたいと思っております。

5 知多南部卸売市場株式会社の経営状況について

榊原康仁市民経済部長：資料に基づき説明

中川健一議員：3点あります。1つ目は、報告書10ページの役員報酬が284万円払われていますが、これは誰に払われているのか、2つ目は、2～3年前に市議会建設産業委員会で、早急に知多南部卸売市場は民営化するべきではないかと提言を出しましたが、それはいつ頃やれそうなのか。3つ目は、その時に市民の皆さんにも市場に来ていただいて、例えば日曜朝市とかそういう事もやるべきではないかという提言を出しましたが、それはまだやっていないと思いますが、やれるのか、やれないのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

榊原康仁市民経済部長：まず役員報酬につきましては、市場長の報酬であります。

2点目民営化はいつ頃行うのかという事ですが、民営化に出来る条件をまず整えようという事で、借金の返済、これを返して更には大規模修繕を行うという事で、今、給食センターを誘致して、その売却資金で借金の返済と大規模修繕を行おうとしておりますので、まずはそこに全力で向かっていこうという事でございます。それが出来次第民営化の方向で検討していくという事になります。3点目の市民の朝市、これがやれるか、やれないかという事ですが、市場長の方でテナントの方とかに一般開放がやれないだろうかという事でお話をしております。

す。その状況は、テナントの方も月曜日から金曜日まで働いてみえて更に土日で開放するという事になると、マンパワー的にかなり厳しいものがある。その中で市場開放して売り上げが上がって、自分達の利益に繋がってくるなら良いけれど、その辺りも不安がある。なかなかご理解をしていただけない部分もあるそうです。しかしながら、例えば産業まつりの時などは、臨時駐車場になりますので、そういった時には近くにも多くの方もお見えになりますので、そういうタイミングで一度市場開放してみると、その結果を踏まえて今後を考えていくという事でやっていただけないだろうかというお話はしておりますので、よろしくお願いいたします。

6 専決処分の承認について（一般会計補正予算第3号）

水野節総務部長：資料に基づき説明

中村宗雄議員：損害賠償金額を破産申立代理人に請求するという事ですが、破産の手続きを開始している方に請求するという事とそのお金が回収できるという話は別だと思いますが、どのような見解を予想されているのでしょうか。

水野節総務部長：損害賠償についての手続きと結果については、私どももまだまだこれから顧問弁護士と相談していくところではありますが、本来河合建設が通常に行っておれば、4,320万円で工事が完了できたという事でありましたので、今回、再発注した差額については、半田市にとっては、損害を受けたという前提で賠償請求をさせていただきますけれど、結果としては、あくまで予測でしかありませんが、回収については、非常に困難だと思いますけれども、手続きについてはやっていきたいと考えております。

中川健一議員：損害賠償金額として貰えるのであれば、緊急随意契約でやって良かったと思いますが、貰えそうも無いわけですから、470万円は、市民の税金が出すという事になると思います。そうなるという事が予見出来ているという事だったら、緊急随意契約でなく、入札をきっちりやった方が良かったと思いますが、ある程度安くするために、競争させるために、入札をすべきだったと思いますが、何故緊急随契だったのか教えていただきたい。

水野節総務部長：今回、新庁舎に合わせての連絡通路設置工事という事でございまして、入札手続きを新たに行っておりますと、基本的には新庁舎が12月11日の完成を目指してやっていると、当初、例えば入札をしたらどのくらいの工期がかかるのか、議論の中ではしましたが、その時の判断としましては、2か月から3か月、庁内の手続き等を含めて、一般的には2か月くらいは遅れていくであろうという事でありまして。そうしますと、例えば12月11日に本体が完成した際に、連絡通路の下が市役所へ入ってくる通路になりますので、そこが全く使えないという事になりますと、庁舎は完成しますけれど、来庁される市民の方に非常にご不便をおかけするという事で、今回、緊急随契という形で対応させていただきました。

7 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

堀寄敬雄企画部長：資料に基づき説明

松本如美議員：4番でメリットとありますが、一般新聞にはデメリットも書いてありますが、何故ここにデメリットを書かなかったのか。書くべきだと思います。例えば成りすまし防止になるというものの、盗難があれば成りすましになれる状況もあるという事、また、今後拡大されると言いますが、単一番号がどんどん広がっていけばいくほど危険だということのも一般新聞で報道されているとおりでありますけれど、マイナンバー制度がすべてメリットがあると受け止められるものだから、デメリットも提示しないと正確な判断が出来ないと思いますが、書かなかった理由を教えてください。

堀寄敬雄企画部長：特に理由という理由はなかったのですが、国の資料の中から、皆さまにお伝えすべき事項のところをひろった結果が、こういった結果になりまして、おっしゃられるとおり本来であれば、デメリットも記載すべきだったと思います反省しております。

8 第2庁舎取壊し及び跡地利用について

水野節総務部長：資料に基づき説明

質疑なし

9 避難所への「震度感知式鍵ボックス」設置について

斉藤清勝防災監：資料に基づき説明

質疑なし

10 水痘（みずぼうそう）及び高齢者肺炎球菌予防接種の実施について

笠井厚伸福祉部長：資料に基づき説明

質疑なし

11 半田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について

折戸富和環境監：資料に基づき説明

新美保博議員：土砂が堆積をするという事があると面積でいいのか、3,000㎡がどうのこうの、1,000㎡の面積がどうのと言ってもボリュームは出ないと思う。土砂の事を考えると面積ではなくて高さも関連してくるので、例えば、1,000㎡以下なら出来るという事であれば、深く掘ればいい。どんどん深く掘ってどんどん埋めてもそれは大丈夫という話になる。これは何のための法か分からなくなるけれど、その事を考えているのか、上位法があつて国や県が決めてきた事を繋げているのか、自分達が独自でやろうとしているなら、ボリュームを考えないと今言ったような事が起こるような気がします、その点についてはどうでしょうか。

折戸富和環境監：現在市がやろうとしているのは、県の方では3,000㎡という条例がありますので、それで規制をしています、それ未満のものについては、今規制するものが無い状態です。半田市内におきまして、土地を埋めたり、土を置いたりする時に土壌汚染だとか変な物を置かない、入れないために規制をかけますが、ある程度の大きさでやらないとピンからキリまで引っかかって来てしま

うので、他の市町村の条例等を参考にさせていただきまして、1, 000㎡という事で深さというよりも面積で規制をしてある程度の目安、物差しとして面積を使わせてもらっています。これにつきましては、建築課の方で開発行為だとか農務課で農地転用とかこういうような届出が出た時には、環境課の方へ合議が回って来る事になっています。そちらの方でも1, 000㎡というものが確認可能ですから、市の出来る範疇として、1, 000㎡以上のものを対象にしようと検討して今回の条例を作っております。

新美保博議員：それでは答えになっていない。1, 000㎡を確認するとか3, 000㎡を確認する話はどっちでもいい。3, 000㎡はどれだけかと言われたら測ればいい。測ればわかる。そこにどれだけの量の土を埋めたのか、どれだけの土を載せたのか。深さを考えないとボリュームは出ないでしょう。汚染土壌を埋められたら困るという事であれば、どのくらいという事が分からなければ規制が出来ないと思うけれど出来るのか。

折戸富和環境監：今回規制をかけようとしているのは、どれだけの量を持ってくるかというよりも、何を持ってくるかという事にチェックをかけるという事で、特に1, 000㎡以上でどれだけの量を積んではいけないという事はここでは規制しておりません。どのような物を搬入するのか、どのような物を埋めるかという事を規制していますので、量的な物はここでは規制していないという事で何を埋めるかという事をチェックするための届け出の義務付けをしている条例ということであります。

新美保博議員：それは違うでしょう、だったら何故平米が出てくるのか。3, 000とか1, 000で何の問題が出てくるのか。何を持ってくるかが問題だというなら、1, 000だとか面積の何が関係してくるのか。土壌汚染が第一義だとするなら、規制するにしても何にしてもボリュームをどう捉えているかが聞きたい。それを面積だと言うから、面積でどう規制するのか。規制出来るわけがない。平米でなくて立米でやらないとダメだと言っている。本当にまともな条例案だと思っているのか、仮に県がそうだとすると、県はそれでいい。少なくとも半田市はそんな話じゃないと、土砂についてはボリュームでやるんだと言うのが普通じゃないか。

藤本哲史副市長：今、ご指摘いただいた点は、正にレアなケースかも知れませんが、非常に深い穴を掘ってそこに大量の土をつめれば平米は該当しませんから抜け穴になる事も想定されます。ただし、今回ここで半田市独自の条例を定めたいとするのは、県が定めている3, 000㎡よりも更に厳しい面積1, 000㎡以上という面積を定めて、より監視をしてまいりたいというところが趣旨でございますので、今回この条例は制定をご理解いただきたい。今ご指摘いただいたボリュームの点だとかそうした点は、引き続き検討課題として他の事例なども考えながら、半田市としてどう対応していくかを考えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

新美保博議員：この条例がどうなるか、今議会で詰めていただければいいです。ただ、いろんな所でこの問題が起きているのは、3, 000㎡の面積で仕切っているからこういう事になっている。県が面積で仕切ったばかりに、3, 000以下

なら何をやってもいいだろうと、だから全部山の谷に産業廃棄物が埋まっている。それが歴史の中で今出て来ている。くどいようだけれど、やるなら体積でやらないとだめ。体積でやれば済む話。例えば、地上からG Lから10mまでは規制すると言えば済む話。それをやらないというなら、後日判断してください。ただ、絶対間違った方法だと思っています。

中村宗雄議員：類似の条例が阿久比町にあると思います。阿久比町がこれを制定したのが平成18年。何故このような事になったかと言うと、1,000㎡の田んぼをどんどん埋め始めたのでそれを抑止するために条例を作ったと思います。埋める土については、ひとつのサンプルごとに土壌試験をかけて皆分析結果をつける。要するに埋めさせないために条例を作ったと思います。半田が遅れて8年後に条例を今から制定するために、どんなケースが半田で起きているから、今制定しようとしているのか。その辺りの背景を教えてくださいのと、阿久比がやっているように1サンプルごとに全部試験結果表出せと言うと現実埋められない。埋めさせない方法を作ろうとしているのか、その背景を教えてください。

折戸富和環境監：今回の条例につきましては、昨年、松本如美議員からの質問で土砂に対する条例の制定が必要ではないかというような質問を受けまして、それについて制定に向けて取り組んでまいりますと答弁をさせていただいた中での制定でございます。

中川健一議員：今の答弁はおかしいと思います。議員に言われたら何でもやるのかと言われたら、やるわけじゃないですね。現実の問題があつて、それを議員から指摘されて、そのとおりだと思ってやるわけじゃないですか。その問題が何ですかと中村議員が聞いているわけなので、それとしっかりと答えていただきたいと思います。

折戸富和環境監：土砂の埋め立てにつきましては、過去、有協の貯木場の関係だとか、最近では半田池の関係ですとか、いろいろ埋めていても、現在半田市ではこれに対する規制が無いじゃないかと、その行為自体がどうこうよりも、半田市はこういう形で埋める物をチェックしていますよという事をアピールすべきではないかというご意見をいただいた中で、今回、制定に向けて取り組んだものです。

中村宗雄議員：条例が制定される時は、何か縛れないケースがどんどん出てくるから、新たに条例が出来るものだと思っています。だから半田池とかそういう事が半田市としては好ましくない事例であつて、そういう事を抑制するためにこういうものが出来たという中で、きちんとした物で埋めてくれないといけなくなる、そうすると埋める物の土壌試験というものが必ずついてくるとは思います、その辺りの規定もこの条例に定めているのでしょうか。

折戸富和環境監：まず今回条例を制定して、どこからどのような物を持ってくるのかという事を規制をさせて証明するものを添付してもらいますが、それが産業廃棄物ないし、そういう疑いがあると感じた時には、県の方が調査をします、県の方から調査に入っていただくと、そこで、引っかかるものがあれば、県の方から指導に入るといふ形になります。

中村宗雄議員：よくわからないのですが、ちなみに先に条例を作られた阿久比町は、きちんとした物での埋め立てを促進するために、ひとつの産地から出た物は、ひ

とつの物に対して全部試験結果を要求されます。そうすると複数の所から持ってきて埋めるという事は、現実出来なくなるんです。要するに埋めさせないための方法ですので、だから、今、きちんとした物で埋めてもらわないとだめだと言っている事と、何のために条例を制定しようとしているかがよく見えてこない。きちんとした物で埋めるのは当たり前の事であって、それをどのように担保するのかというところを決めないと違うところから抜けて行ってしまうわけです。阿久比町で実際行われているこれと類似した条例と半田市が新たに制定しようとしている条例と違いとその狙いがよく見えないというのが、私が聞いている事なんです、その辺りを端的に説明していただけないでしょうか。

折戸富和環境監：そこに入れる土砂について、土砂等の譲渡証明、又は発生元を特定できる書類の提出をこの条例で義務付けておりますので、その書類の審査をする形になります。

12 子ども・子育て支援新制度に係る条例の制定について

藤田千晴子育て支援部長：資料に基づき説明

新美保博議員：この事業の事業主体はどこになるのですか。

藤田千晴子育て支援部長：保育、教育をするというところにおきましては、市の方が委託等をしていきますので、確認もしていきますので、市が実施主体、県の方に認可を受けるものについては、勿論、県と同じようにさせていただくという中ではありますが、市が実施主体と思っておりますし、民間の事所の方に委託する部分は、民間の事業所と一緒に考えております。地域型保育につきましては、民間の方が実施主体になっていただく事が多いと想定しております。ただ、実施責任としましては、確認、認可も市がやっていきますので、市は責任をもっていると考えております。

新美保博議員：認可と確認を市がやっていくという事ですから、それなりに動いていくでしょうけれど、この地域型保育を民間の事業者が行って、民間事業者は儲かるのでしょうか。採算がとれるのかどうか。採算がとれなくて、途中で止めてしまうと困るので、この辺りの見極めをどのように考えているか。

藤田千晴子育て支援部長：今保育料という形になると考えております。保育料につきましては、国の方が公定歩合という形で示していただいておりますが、詳しいところまでは出ていない状況で、ただ、簡単に見てみますと保育料全般が今補助金で出しているよりも、数%から少し上回っているところもあると認識をしながら、国の方は、待機児童の解消のためにこの事業を行っていく中で、継続しなければこの制度を行った意味がありませんので、その辺りについては、運営が出来る内容で決まっていくし、それに基づいて半田市も決めていかなければならないと考えております。

13 平成25年度半田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

加藤幸弘水道部長：資料に基づき説明

質疑なし

〔報告案件〕

1 平成26年度行政実態点検の実施について

堀寄敬雄企画部長：資料に基づき説明

中川健一議員：実施場所の事でお聞きしたい事があります。亀崎、乙川、半田、成岩の4つの区分がちょっとよく分からない事があるのですが、今は青山中学校区があつて、青山地区があるので5分割というのが、一般的な見方だと思いますが、何故、成岩だけ青中学区と成中学区が一緒になっているのか。何か意図があるのか。

堀寄敬雄企画部長：意図は全くございません。これまでも成岩地区については、1か所でやらせていただいていますし、昨年この行政実態点検では、122件という件数がありました。今年につきましては、事前に区長さんの方に確認をしていますが、63件という事で件数も少し減っておりますので、この枠組みで実施したいと考えております。

中川健一議員：4つの分け方というのは、大変古い考えに従った分け方だと思いますが、過去の事は別にしてしっかりとやるのであれば、中学校区ごとにやっていくという事であれば、人口的に見ても大体分かるし理解が出来ますが、地元から一緒にやってくれと言われているのか、事情はよくわからないのですが、何故ここだけ一緒なのか理解が出来なくて。

堀寄敬雄企画部長：この件につきましては、一緒にご同行していただきます各区長さんとも調整し、青山地区においてはご要望等も少なかった事もあり、この枠組みで実施をさせていただく予定です。

2 市税等収納向上対策について

水野節総務部長：資料に基づき説明

質疑なし

3 平成26年度長寿訪問事業について

笠井厚伸福祉部長：資料に基づき説明

質疑なし

4 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書

小坂和正教育部長：資料に基づき説明

質疑なし

5 第2次半田市立半田病院改革プラン平成25年度点検評価調書について

三浦幹広病院事務局長：資料に基づき説明

中川健一議員：独立行政法人化の話が議会でも話題になっておりましたし、この経営評価委員会の議論でも議事録に残っていると思いますが、その点についてこのレポートに記載があるかどうかという事がひとつ。もうひとつ9ページに公営企業法全部適用が17、市民病院開設を待たず進める必要があると書いてありますが、具体的に何か進めている事があるかどうか。以上2点についてお願いします。

三浦幹広病院事務局長：今のところ市と病院の関係は、連絡がスムーズという事で、経営形態を変える事によって大きなメリットは無いと、それよりも経営形態を変える事について負担が大きいという事で、今のところ経営評価委員会につきましては、今のままでも良いのではないかと、今のところ経営形態を変えるところまでには至っていません。

中川健一議員：今の後段の点は、議事録を読みましたけれど今の市長と前の中根先生については、関係がしっかりしているので公営企業法の一部適用でも良かろうと。だけれども、基本的には全部適用か独立行政法人化すべきという事が書いてあったと思いますが、ちょっと言っている事が違うと思いますが。

三浦幹広病院事務局長：今の市長と前院長もそうですが、現在の院長とも良好な関係は築いております。今、医療と介護、25年度問題という事で大きな見直しの時期に来ております。今後、病院の機能分担、これから詰めていくわけですが、そういったところがはっきりしない点で今のうちから経営形態をどうするというのは時期尚早で暫く状況を見守る中で必要があれば今後検討課題としていかなければならないと思っておりますが、今のところまだ先の見えない中で経営形態を変える事が良いかどうかは、まだ十分に議論がされておきませんので、当面は今の良い関係が維持出来ると思っておりますので、このまま続けて出来るだけ単年度黒字を積み重ねる事によって、累損を少しでも減らす事に全力を尽くしていきたいと思っております。

〔その他〕

- ・ ゆるキャラグランプリだし丸くんの決起大会について

榊原康仁市民経済部長：資料に基づき説明

質疑なし

- ・ 建設産業委員会行政視察報告について

榊原伸行建設産業委員長：資料に基づき説明

質疑なし

- ・ 老舗建設業者の破産について

新美保博議員：昨今ですが、老舗の建設業者の破産が目につくようになりました。先ほども出ましたが、河合建設、河和もそうです。最近では新美建設も破産をしました。民間の事ですから、経営にとやかく言える事でもなかろうし、基本的には建設業法というものがあるわけですから、行政がどこまでというのはあるかと思いますが、基本的には官公庁の請負制度というものもあるわけで、その中に管理者制度というものがあります。管理者制度において、ひとつの現場に一人の技術員を置かなければいけないという決まりになっています。その事も少し影響しているとは思っています。この地元の業者、決して民間だからほっておけという事ではなくて、地元の半田の業者を育てていく事も必要だという事であれば、例えば管理者制度だとか現場代理人だとか主任者を含む管理者制度というものに少し手心というか見直しする事によって、そういうものが救えるとするので

あれば、半田市独自でやっていく必要があるのかなという思いがあります。そういったところで、半田市として、ずるずる芋づる式に破産をしていく事はあまり考えたくはありませんが、例えばそういう事があるとするならば、何らかの手立てを打たないといけないという思いがありますが、そういう事を市長は考えていただいているのか、また、これから考えていただけるのか。少し見解をお聞きしたいと思います。

榊原純夫市長：地元の業者さんをしっかりと守り育てていく事は大変必要な観点だと思っております。従来も半田市は他市町に先駆けていろんな市内の業者さんに受けていただき易い環境づくりは推進してきたつもりです。例えば、今、建設業務の中で現場監督者の数などがありますので、これを半田市だけ緩めるとするのは如何なものかという観点がありますので、県知事さんとの懇談会、或いは国の方へこういった事が今問題になっていて、結局、技術者を確保出来ない業者が受けても工事が出来ない状況がある事は事実でございますので、しっかりと伝えるとともに半田市として更に市内の業者さんに工事受けていただける枠組みを充実していきたいと思っておりますので、そのように努力をしてまいりますのでよろしくお願いします。

- ・ 知多南部広域環境組合議員連絡会議の報告について

小出義一議員：資料に基づき説明

質疑なし